# G7 広島サミット消防特別警戒 救急活動要領

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

#### 救急活動要領

#### 〈目次〉

第 1	目的	1
第 2	用語の定義	
第3	傷病者の区分	
第4	救急出動体制	
第 5	救急医療との連携	
第6	要人対応医療機関	
第7	搬送先医療機関の選定等	3
第8	救急事案発生時の流れ	
第9	メディカルコントロール体制	4
第 10	搬送手段	
第 11	感染性廃棄物の処分等	5
第 12	装備、資器材	5
第 13	外国人傷病者への対応	5
第 14	報告	5
第 15	出動体制	6
第 16	通信体制	6
第 17	その他	6

#### <別表>

広島県の救急・災害医療体制について

#### <別図>

- 別図 1-1 サミット関連施設における単独救急事案(要人または要人以外)発生時のフロー
- 別図 1-2 サミット関連施設外における単独救急事案 (要人) 発生時のフロー
- 別図 1-3 サミット関連施設外における単独救急事案(要人以外)発生時のフロー
- 別図 1-4 多数傷病者事案 (要人または要人以外) 発生時のフロー
- 別図 1-5 ヒルトンホテルにおける単独救急事案(要人または要人以外)発生時のフロー
- 別図 2-1 医療対策期間外における単独救急事案 (要人または要人以外) 発生時のフロー
- 別図 2-2 医療対策期間外における多数傷病者事案(要人または要人以外)発生時のフロー
- 別図 3-1~3-10 各医療機関付近見取図・救急入口

#### 第1 目的

G7広島サミットに参加する要人等が傷病者となった場合に、現地医療対策本部との連携を密にし、 速やかに的確な医療が提供できるよう、救急活動に必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 用語の定義

用語の定義については、この要領に定めるもののほか、「警防計画」及び「G 7 出動計画」に定めるところによる。

#### 第3 傷病者の区分

#### 1 要人

首脳、首脳家族、政府代表団(上級シェルパ)など※

※ 外務省や現地医療対策本部が要人として取扱う者

#### 2 要人以外

(1) サミット関係者

政府代表団(上級シェルパ以外)、報道関係者、警察及び警備関係者

(2) サミット関係者以外

サミット関連施設従業員、要人宿泊施設宿泊者、その他の市民

#### 第4 救急出動体制

「警防計画」第7の5に定める出動体制とする。

#### 第5 救急医療との連携

#### 1 現地医療対策本部

平時の救急医療体制を維持しつつ、G7サミットにおける救急医療体制を強化するため、厚生労働省を本部長とする現地医療対策本部が設置される。

要人の救急事案における搬送先医療機関の選定など、現地医療対策本部と連携した活動を行うため、統括警戒本部「作戦班(救急医療担当)」から現地医療対策本部の搬送調整班にリエゾン(以下「消防リエゾン」という。)を必要数派遣する。

(1) 設置場所

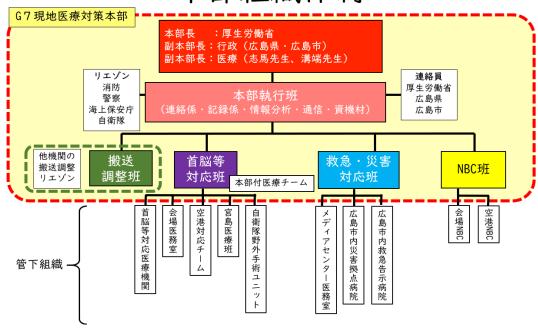
広島県医師会館 会議室(広島市東区二葉の里三丁目2番3号)

(2) 設置期間

令和5年5月18日(木)から5月22日(月)まで

#### (3) 組織体制

# 本部組織体制



#### 2 現地医療対策本部医療班

首脳会議場や要人宿泊施設等のサミット関連施設等に配置される医療班と連携し、円滑な救急活動を行うものとする。

これらの施設等に配置となる警戒隊は、医療班との連絡方法や活動導線の確認・調整を行い、有事の際には協働すること。

なお、要人を救急搬送する場合は、原則、医療班の医師が同乗するものとする。

【表 1 医療班配置施設等】

施設名等	配置期間 (予定)	配置人員等(予定)
首脳会議場会場	5 H 1 O D 2 5 H O O D	常時2チーム*1
(グランドプリンスホテル広島)	5月18日~5月22日	(医師2、看護師2、薬剤師1)
広島国際空港	5月17日~5月22日	常時1チーム*1
以	(19, 20日を除く)	(医師2、看護師2)
国際メディアセンター	5月18日~5月22日	日中1~2チーム・夜間1チーム
(広島県立総合体育館)		(医師2、看護師1、薬剤師等1)
要人宿泊施設**2	5月18日~5月22日	常時1チーム
(広島市内4、呉市内1、廿日市市内1)	5 Д 1 6 Д ~ 5 Д 2 2 Д	(医師2、看護師1)
緊急対応ユニット**3	5月18日~5月21日	日中2チーム・夜間1チーム
(自衛隊野外手術ユニット)		(医師3、看護師2、薬剤師1)
晩餐会、配偶者プログラム	5 H 1 O D 2 5 H 2 O D	19日2チーム・20日1チーム
(宮島)	5月19日~5月20日	(医師2、看護師2、薬剤師等1)**4

- ※1 医療班に加え、NBC医師も配置予定
- ※2 グランドプリンスホテル広島を除く広島市内の要人宿泊施設5ホテルのうち、ヒルトンホテル には医療班は配置されない。
- ※3 広島みなと公園(広島市南区宇品海岸1丁目14)内に設置予定
- ※4 対応するチームにより若干数の変動あり

#### 第6 要人対応医療機関

要人の救急・災害医療対応については、別表の広島県内の救命救急センター(8病院)及び関係災害拠点病院(2病院)で、表2の役割分担のもと対応することとされており、これらの医療機関のみでは対応できない場合は、これらを除く災害拠点病院(9病院)を含めて対応を行うものとされている。

【表2 要人対応医療機関の役割分担】

区分	対応医療機関	
要人対応医療機関		
緊急度・重症度の高い事案	・広島大学病院 ・県立広島病院	
軽症・中等症	・広島赤十字・原爆病院 ・国立病院機構呉医療センター ・JA廣島総合病院	
要人移動時対応医療機関	・国立病院機構東広島医療センター ・JA廣島総合病院	
多数傷病者対応医療機関	<ul><li>・県立広島病院</li><li>・広島市立広島市民病院</li><li>・広島市立北部医療センター安佐市民病院</li></ul>	
後方支援医療機関	・ JA尾道総合病院 ・福山市民病院	

#### 第7 搬送先医療機関の選定等

1 現地医療対策本部設置期間(5月18日~5月22日)

搬送先医療機関及び搬送方法の決定については表3のとおりとする。

原則、サミット関連施設外で発生した要人以外の単独救急事案を救急隊が選定し、これ以外の救 急事案の搬送先及び搬送方法の決定は現地医療対策本部が行うものとする。

【表3 現地医療対策本部設置期間中の搬送先及び搬送方法の決定】

区分		現地医療対策本部	消防統括警戒本部 (救急隊等)	対応フロー
単独救急事案	サミット関連施設内	©	_	別図1-1, 1-5
(要人)	サミット関連施設外	(首脳等対応班)	_	別図1-2
単独救急事案	サミット関連施設内	◎ (救急災害対応班)	○ <b>※</b> 1 (救急隊)	別図1-1, 1-5
(要人以外)	サミット関連施設外	_	◎ (救急隊)	別図1-3
多数傷病者事案	サミット関連施設内	◎ (首脳等対応班)	○※2	
(要人及び要人以外)	サミット関連施設外	(救急災害対応班) (現場指揮所医療班)	(救急担当指揮所)	別図1-4

- ※1 現地医療対策本部での搬送先調整が一時的に増加し、現地医療対策本部から救急隊で搬送 先を選定するよう指示があった場合には、救急隊が搬送先を選定し決定するものとする。
- ※2 多数傷病者事案における搬送先も、そのすべてを現地医療対策本部が決定できない場合には、現地指揮本部(救急担当指揮)が、現場指揮所医療班と調整のうえ決定するものとする。 また、安全管理上の理由等により、医療班が救急担当指揮所に入れない場合には、現地医療対策本部の消防リエゾン(又は統括警戒本部)から救急担当指揮所へ、医療機関毎の受入可能数や要人の搬送先等を情報提供し、救急担当指揮所で決定するものとする。

#### ≪補足≫

- ・「サミット関連施設内」とは、首脳会議場、広島国際空港、国際メディアセンター、要人宿泊 施設、主要行事場所とする。
- ・「サミット関連施設外」とは、移動経路など、上記以外の場所とする。

#### 2 医療対策期間外(5月16日~5月17日)

#### (1) 要人

統括警戒本部(救急医療担当)に搬送先の選定及び搬送方法の決定を依頼する。 なお、現地に医療班が配置されている場合は、医療班医師の助言を仰ぐものとする。

#### (2) 要人以外

搬送先は、救急隊が選定し決定するものとする。ただし、多数傷病者事案の場合は、現地指揮本部(救急担当指揮)が統括警戒本部(救急医療担当)と調整のうえ選定し、決定するものとする。

#### 3 留意事項

救急隊による搬送先の選定において要人対応医療機関が候補となった際は、緊急度・重症度を考慮し、他の医療機関でも対応可能と判断できる場合は、他の医療機関への搬送も検討すること。

#### 第8 救急事案発生時の流れ

#### 1 現地医療対策本部設置期間(5月18日~5月22日)

別図  $1-1\sim1-5$  を基本とし、各警戒計画・NBC 災害等消防活動要領に基づき、現場の医療班と連携を図りつつ救命を第一に活動するものとする。

#### 2 医療対策期間外(5月16日~5月17日)

別図2-1、2-2を基本とし、各警戒計画・NBC災害等消防活動要領に基づき、救命を第一に活動するものとする。現場に医療班が配置されている場合は、医療班と連携を図りつつ活動すること。

#### 3 補足事項(他都道府県警戒救急隊による搬送)

市内警戒隊の他県救急隊は誘導隊による先導、空港警戒隊の他府県救急隊は現地警戒本部要員 (情報収集員兼記録員)による同乗、機動警戒隊の救急隊は管轄本部要員等による同乗を受け、搬 送を行うものとする。

#### 第9 メディカルコントロール体制

特定行為に係るプロトコルは、各消防本部が属する地域MC協議会のプロトコルによる。

指示要請については、原則、各消防本部が属する地域MC協議会から指示を受けるものとするが、 必要に応じて、搬送先医療機関への指示要請も考慮すること。

搬送先医療機関の医師から、救急救命士が行える処置範囲内において具体的な指示がなされた場合はその指示に従うこと。

なお、首脳会議場や空港等に配置される現地医療対策本部(医療班)の医師から指示を受けることも考慮すること。

#### 第10 搬送手段

#### 1 要人

医療対策期間内外間わず、搬送手段は救急車又はヘリコプターとし、同時に出動指令を行う。

搬送手段は、傷病者を速やかに発生場所から搬送先医療機関まで搬送できる経路等を考慮し、現 地医療対策本部と統括警戒本部の協議の上で(医療対策期間外は統括警戒本部が)決定する。

ヘリコプターで傷病者を搬送する場合は、ヘリコプターへの接近や機内収容について航空隊の指示に従うものとし、安全管理を徹底する。

なお、搬送時には原則、医療班の医師が同乗するものとする。

#### 2 要人以外

医療対策期間内外間わず、救急車での搬送を基本とする。

ヘリコプターによる搬送が必要な場合は、現地医療対策本部と統括警戒本部が協議の上で(医療対策期間外は統括警戒本部が)決定する。

なお、搬送時は原則、医師は同乗しないものとする。 (ドクターヘリを除く。)

#### 3 留意事項

搬送先医療機関にヘリポートが無い又は何らかの理由により着陸できない場合には、当該医療機関直近の場外離着陸場を使用するものとし、離着陸時の警戒を行う消防隊と中継搬送を行う救 急隊を出動させる。

#### 第11 感染性廃棄物の処分等

進駐地を管轄する消防本部が感染性廃棄物を収集し、処分すること。

車内の汚染状況により特に入念な消毒が必要な場合については、当該管轄消防本部に消毒場所等の協力を依頼すること。

#### 第12 装備、資器材

救急隊の装備(個人装備含む)及び積載品については、特定行為及び創傷処置等に必要な資器材 (救急出動3回分程度)を準備すること。

酸素ボンベは、予備ボンベ(300リットル1本、1,500リットル1本)を準備すること。 なお、救急資器材消耗品に不足が生じた場合及び酸素ボンベの充填が必要な場合には、進駐拠点 の管轄消防本部に補充を依頼すること。

#### 第13 外国人傷病者への対応

ボイストラ及び多言語通訳サービス等を有効に活用し対応すること。

#### 第14 報告

「警防計画 第7警防対策 10 災害発生時の即報及び災害の報告」に定めるところによる。

なお、各消防本部で保存する救急活動記録表、救急救命処置録については、当該報告書とは別に、各消防本部の規定により作成すること。事後検証については、その要否の判断も含め、各消防本部が所属する地域MC協議会にて実施すること。

#### 第15 出動体制

「G7 出動計画」に定めるところによる。

#### 第16 通信体制

「情報通信要領」に定めるところによる。

#### 第17 その他

#### 1 警察による警護

警護対象\*\*となる要人の救急搬送時には、原則として警護車両が救急車の前後に付くこととなる ため、救急車の右左折時には早めに意思表示を行うなど、当該警護車両の安全運航に配慮すること。 なお、医療機関までの搬送経路については消防側及び警護側が協議の上、決定する。

※ 警察が警備上の観点から警護対象とする者

#### 2 要人搬送時のプライバシー保護

要人の搬送に携わる消防隊等は、ブルーシート等による要人のプライバシー保護を徹底すること。

#### 広島県の救急・災害医療体制について

#### 1 救命救急センター

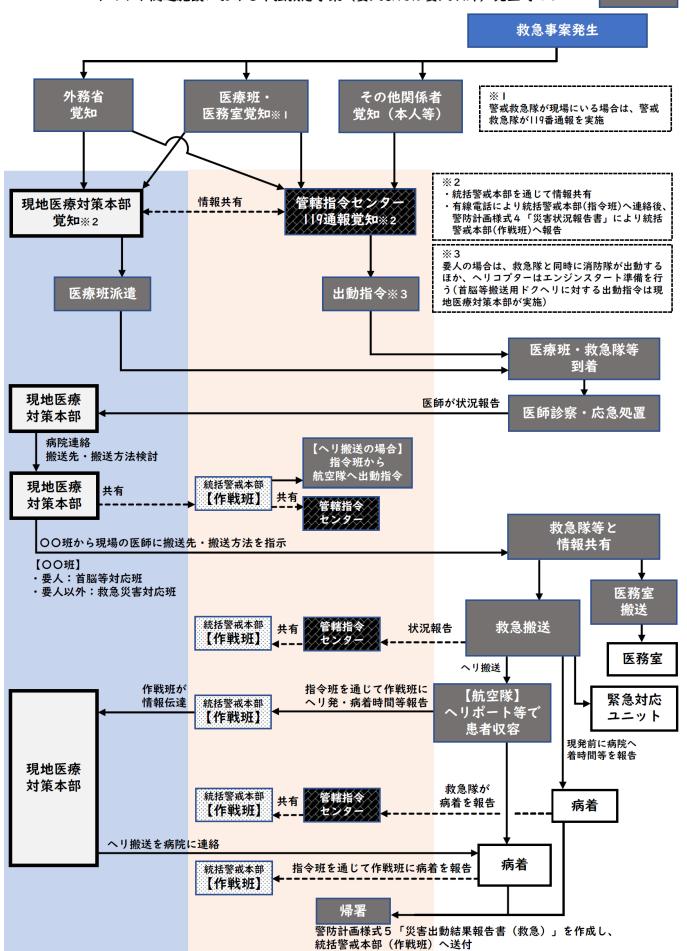
施設名	種別	所在地	ホットライン
広島大学病院	高度	広島市南区霞一丁目2-3	090-4804-4763
広島市立広島市民病院	救命	広島市中区基町7-33	082-223-1597
国立病院機構呉医療センター		呉市青山町3-1	0823-22-5868
県立広島病院		広島市南区宇品神田一丁目5-54	082-250-5577
福山市民病院		福山市蔵王町五丁目23-1	090-8061-9698
JA廣島総合病院		廿日市市地御前一丁目3-3	080-3050-7919
JA尾道総合病院	地域	尾道市平原町一丁目10-23	090-3171-0399
広島市立北部医療センター 安佐市民病院		広島市安佐北区亀山南一丁目2-1	082-812-3764

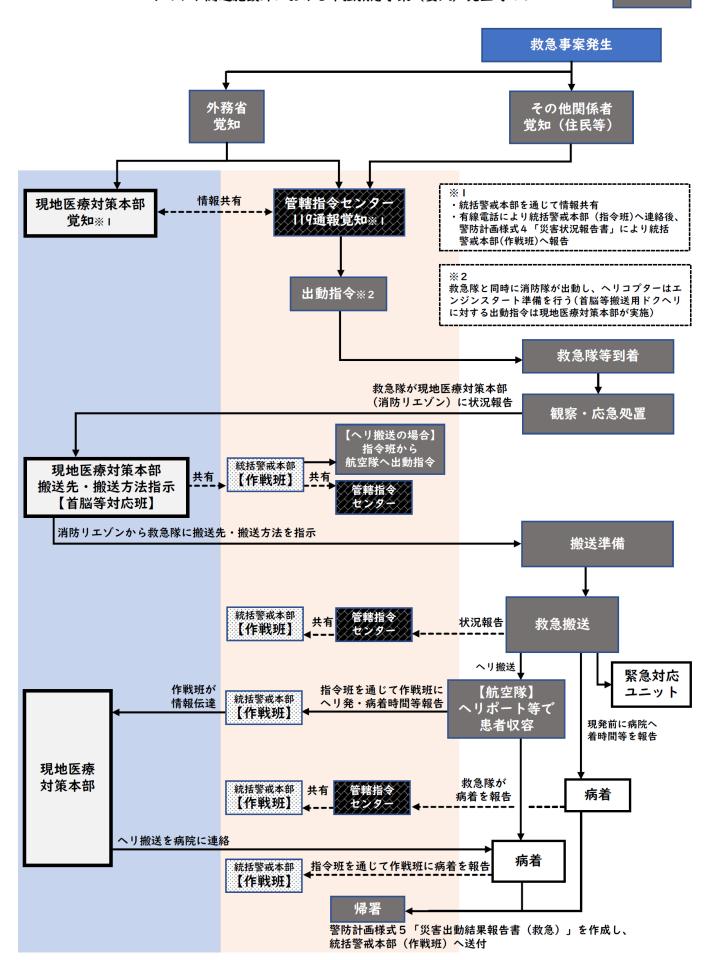
「高度」: 高度救命救急センター、「救命」: 救命救急センター、「地域」: 地域救命救急センター

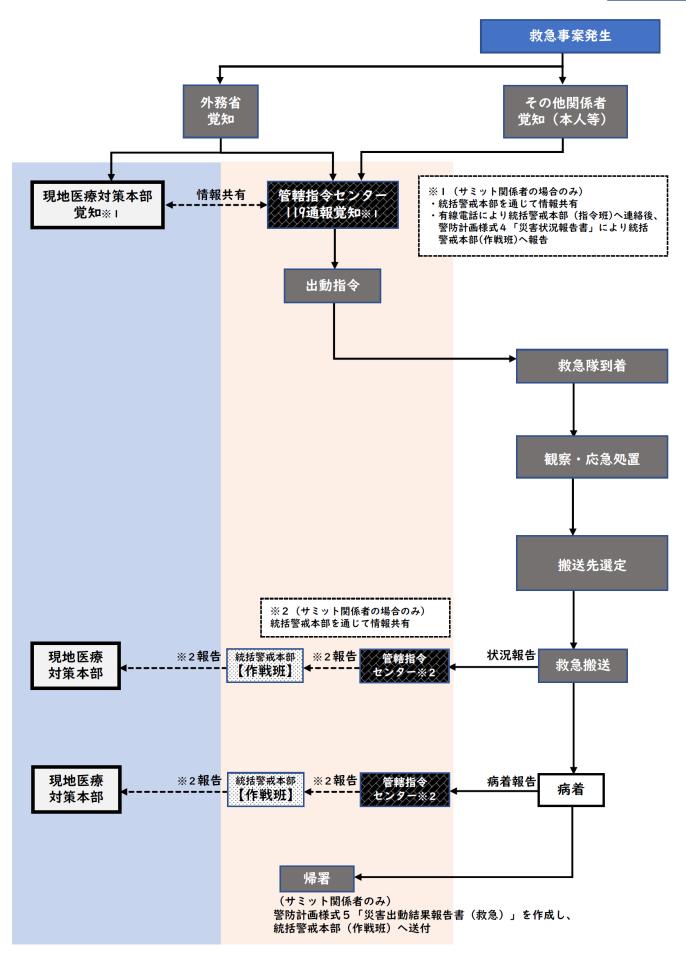
#### 2 災害拠点病院 ※ 網掛けが要人の救急・災害医療対応を主に行う10病院

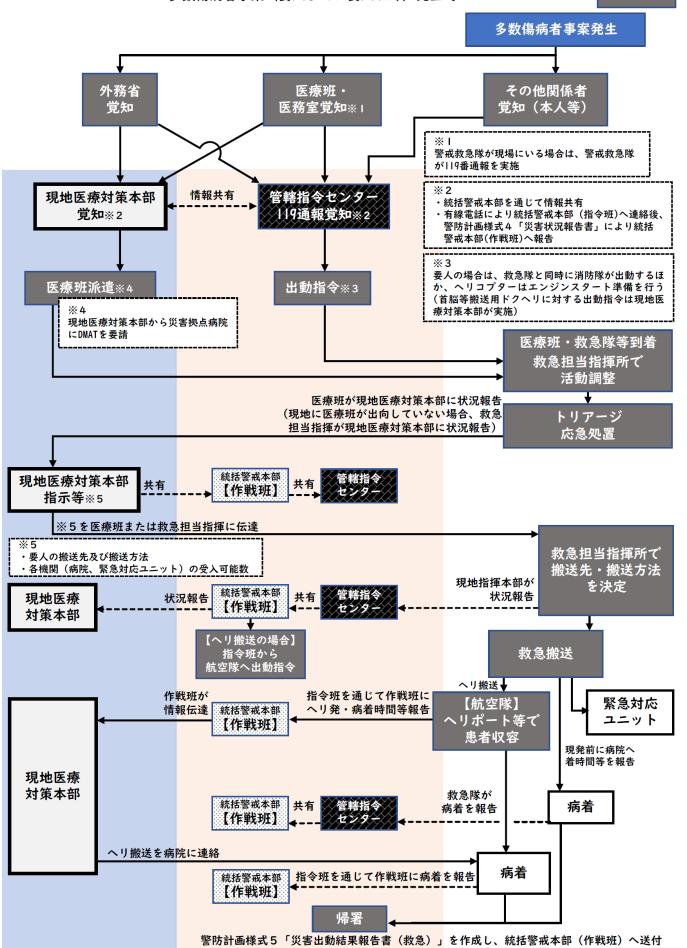
No.	施設名	所 在 地	連絡先
1	県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目5-54	代表 082-254-1818 救急隊専用 代表と同じ
2	広島市立北部医療センター 安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南一丁目2-1	代表 082-815-5211 救急隊専用 代表と同じ
3	広島市立広島市民病院	広島市中区基町7-33	代表 082-221-2291 救急隊専用 代表と同じ
4	広島赤十字・原爆病院	広島市中区千田町一丁目9-6	代表 082-241-3111 救急隊専用 代表と同じ
5	広島大学病院	広島市南区霞一丁目2-3	代表 082-257-5555 救急隊専用 082-257-2012
6	JA廣島総合病院	廿日市市地御前一丁目3-3	代表 0829-36-3111 救急隊専用 代表と同じ
7	国立病院機構東広島 医療センター	東広島市西条町寺家513	代表 082-423-2176 救急隊専用 082-423-2499
8	国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町3-1	代表 0823-22-3111 救急隊専用 0823-21-9999 0823-23-1020
9	J A尾道総合病院	尾道市平原町一丁目10-23	代表 0848-22-8111 救急隊専用 090-3171-0399
10	福山市民病院	福山市蔵王町五丁目23-1	代表 084-941-5151 救急隊専用 代表と同じ

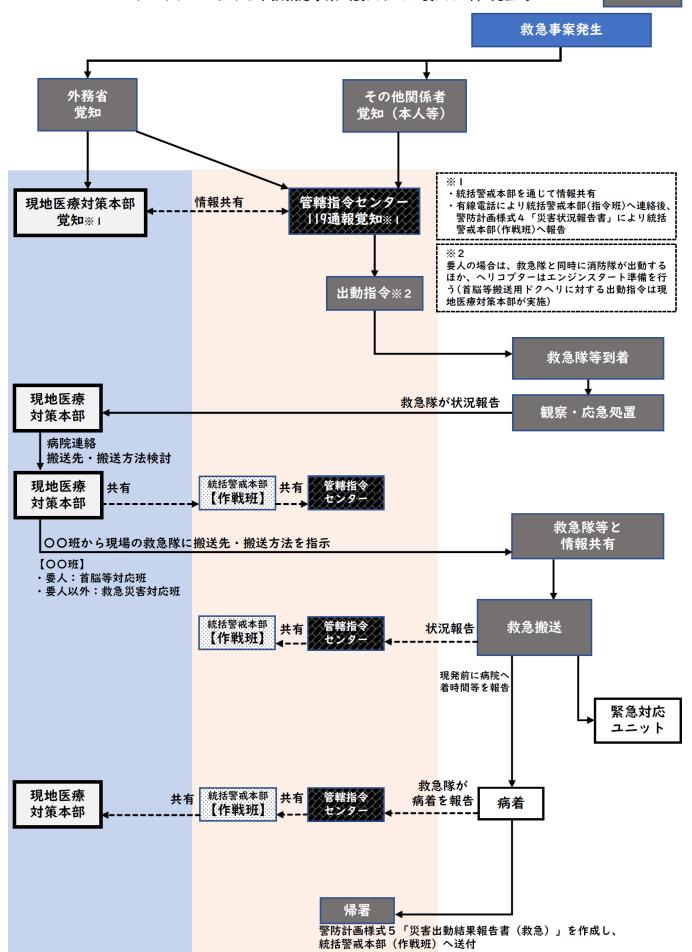
		T	T
11	広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁目20-20	代表 082-879-1190 救急隊専用 代表と同じ
			代表 0827-57-7151
	国立病院機構 広島西医療センター	大竹市玖波四丁目1-1	救急隊専用 0827-57-0077
12			(日中時間帯)
			0827-57-7183
			(時間外専用)
13	中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目5-1	代表 0823-72-7182
13			救急隊専用 0823-72-7182
14	呉共済病院	呉市西中央二丁目3-28	代表 0823-22-2111
14			救急隊専用 0823-22-2406
15	興生総合病院	三原市円一町二丁目5-1	代表 0848-63-5500
10			救急隊専用 0848-29-9919
16	総合病院三原赤十字病院	三原市東町二丁目7-1	代表 0848-64-8111
10			救急隊専用 0848-64-8415
17	日本鋼管福山病院	福山市大門町津之下1844	代表 084-945-3106
17			救急隊専用084-943-9948
18	市立三次中央病院	三次市東酒屋町10531	代表 0824-65-0101
10			救急隊専用 0824-65-1199
	総合病院庄原赤十字病院	庄原市西本町二丁目7-10	代表 0824-72-3111
19			救急隊専用 0824-72-1121
			0824-72-3707

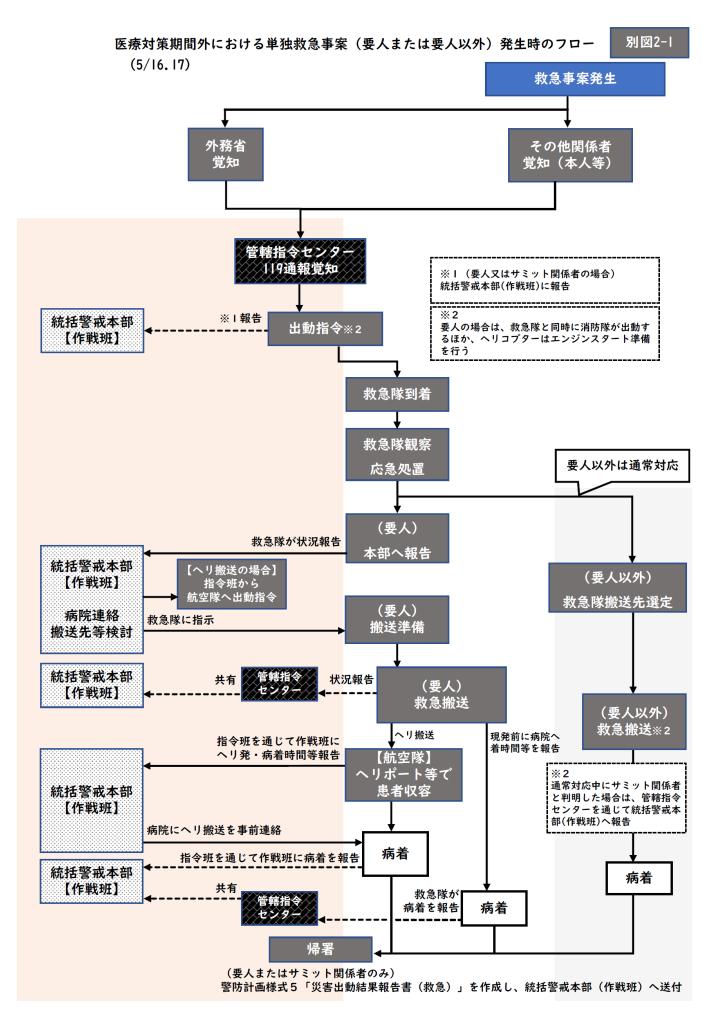


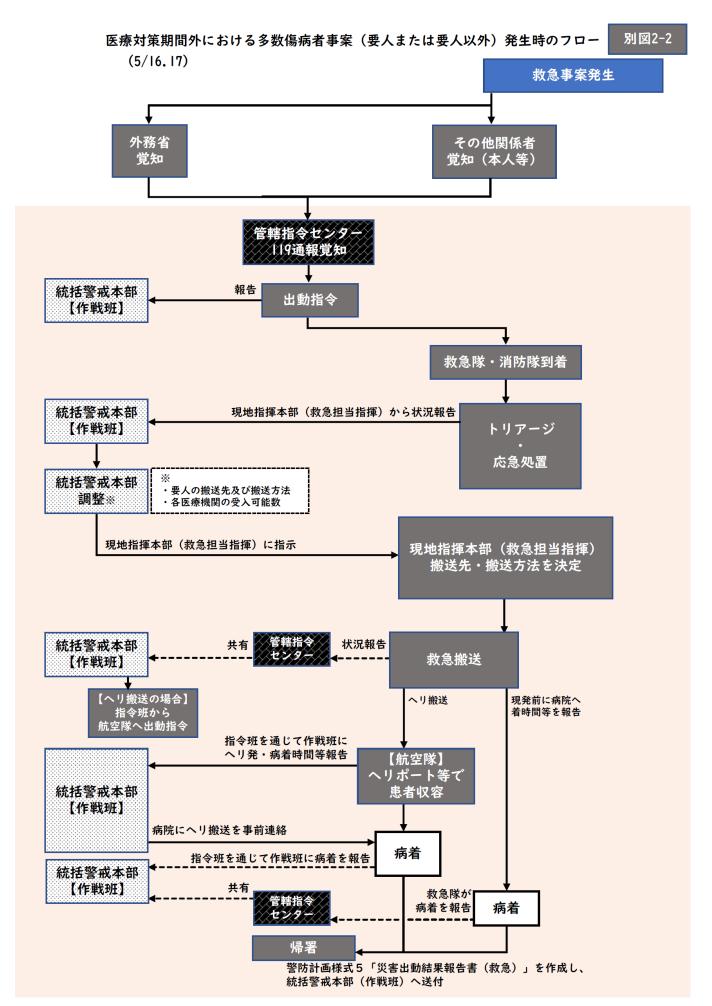




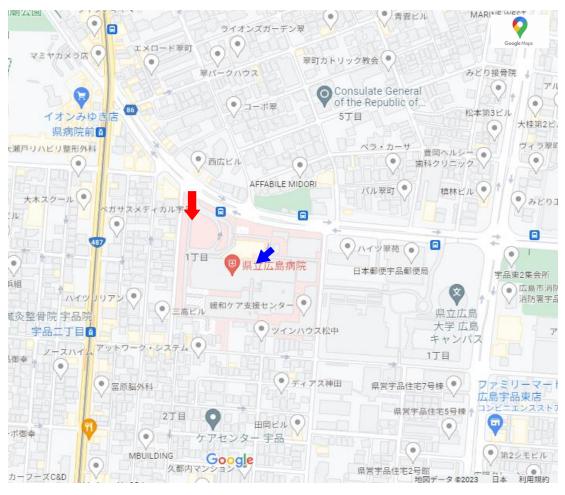


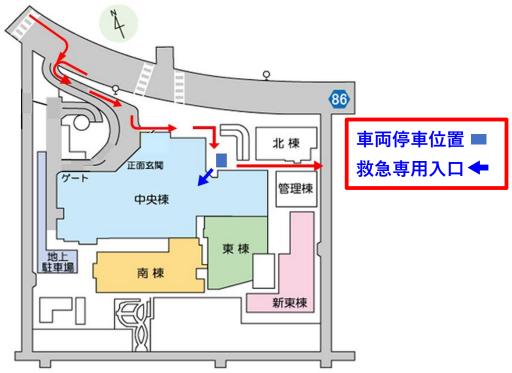






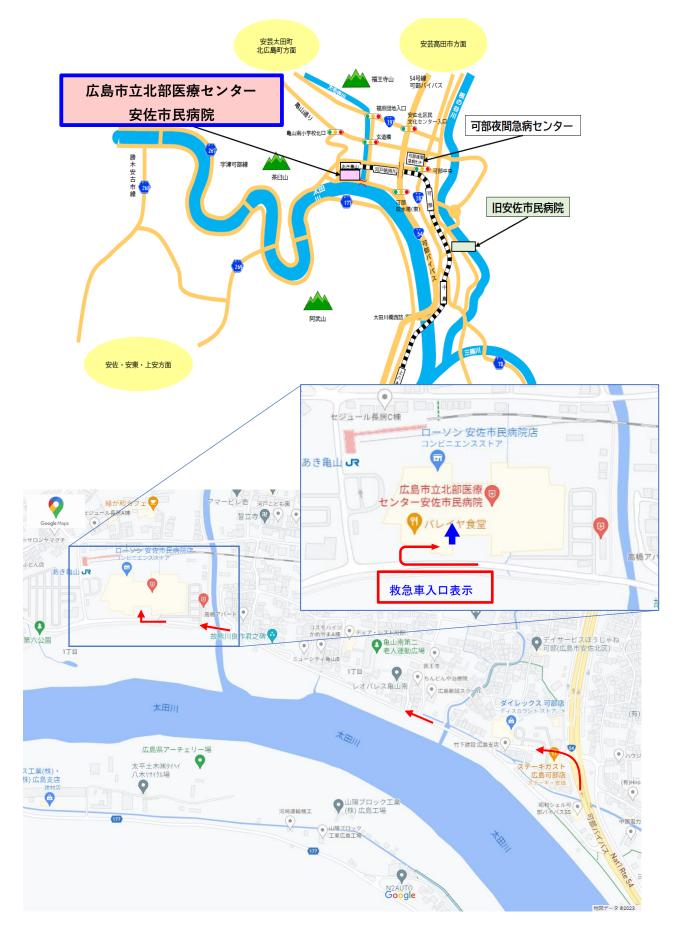
広島県立病院 付近見取図・救急入口





別図 3 — 2

### 広島市立北部医療センター安佐市民病院 付近見取図・救急入口

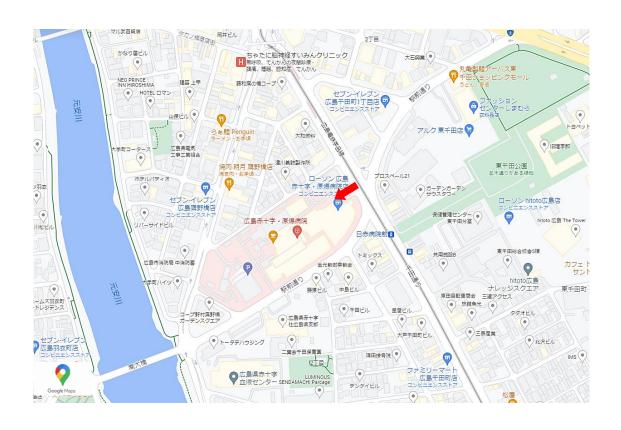


#### 広島市立広島市民病院 付近見取図・救急入口





広島赤十字・原爆病院 付近見取図・救急入口





#### 広島大学病院 付近見取図・救急入口





#### JA廣島総合病院 付近見取図・救急入口







国立病院機構東広島医療センター 付近見取図・救急入口









## JA尾道総合病院 付近見取図·救急入口





#### 福山市民病院 付近見取図・救急入口



